

# 【記入例】

令和3年1月15日

刈谷市長

住所 刈谷市東陽町1丁目1番地

別紙【日本標準産業分類表】を参照してください。

氏名(名称) 株式会社 ●●●●●  
代表者氏名 代表取締役 ●●●●● 印  
連絡先 0566-23-1111  
業種名 食料品製造業

## 新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置に関する申告

地方税法附則第63条(※)に規定する新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について下記のとおり申告いたします。 ※令和2年12月31日以前は附則第61条

記

### 1 事業収入割合について

令和2年3月1日から同年5月31日の事業収入 令和2年2月から10月までの連続する3月を記載			平成31年3月1日から令和元年5月31日の事業収入 左の期間の前年同期を記載		
3月期	4月期	5月期	3月期	4月期	5月期
4,000,000円	5,000,000円	2,500,000円	10,000,000円	15,000,000円	5,000,000円
合計: 11,500,000円・・・①			合計: 30,000,000円・・・②		
事業収入割合: 38% (① / ②) ※小数点以下切捨て					

- 50%以下 (地方税法附則第63条第1項第1号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で50%以上減少している場合 軽減率: 全額)
- 50%超70%以下 (地方税法附則第63条第1項第2号に該当)  
(=事業収入が前年同期比で30%以上50%未満減少している場合 軽減率: 1/2)

### 2 特例対象資産について

どちらかにチェックしてください。

申告の有無	資産	(課税明細書の) 納税者コード または(納税通知書の) 通知書番号
○	事業用家屋(別紙のとおり)	00876543-000
○	償却資産	00876543-000

※1 申告する資産に○をつけてください

※2 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。  
(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

市役所記載欄

家屋入力	家屋確認	償却入力	償却確認

### 3 誓約事項について

以下の（１）から（４）について、事実に相違ないことを誓約します。

- (1) 「1 事業収入割合について」に記載した事業収入割合の減少は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響によるものであること。
- (2) 申告者は、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」を営んでいないこと。
- (3) (申告者が資本若しくは出資を有する法人である場合、) 申告者は、資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下であり、かつ、次に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。
  - ① その発行済株式又は出資（その有する自己の株式又は出資を除く。②において同じ。）の総数又は総額の2分の1以上が同一の大規模法人（※）の所有に属している法人
  - ② その発行済株式又は出資の総数又は総額の3分の2以上が大規模法人の所有に属している法人※「大規模法人」とは租税特別措置法施行令第27条の4第12項に規定する大規模法人のことをいう。
- (4) (申告者が資本若しくは出資を有しない法人又は租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者である場合、) 申告者は、常時使用する従業員の数が1,000人以下であること。

#### 【認定経営革新等支援機関等確認欄】

上記1～3の申告内容について、記載どおりである旨確認しました。

住 所	認定経営革新等支援機関等が記入する部分です。 ご自身では記入しないでください。	
名 称		
代表者役職		
代表者氏名		(印)

認定経営革新等支援機関等担当者名  
認定経営革新等支援機関等電話番号  
認定経営革新等支援機関等担当者メールアドレス

(備考)

1. 用紙の大きさは、日本産業規格A4とします。
2. 本申告において、申告すべき事項について虚偽の申告をした者は、地方税法附則第63条第4項又は第5項の規定に基づき1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。
3. 「氏名（名称）」については、個人事業主にあつてはその氏名を、法人にあつてはその名称を記載してください。
4. 「連絡先」については、日中連絡がとれる電話番号等を記載してください。
5. 「業種名」については、日本標準産業分類における中分類で記載してください。
6. 本特例の申告にあつては、事前に認定経営革新等支援機関等の確認を受けてください。
7. 本特例の申告は令和3年2月1日までに刈谷市に対して行ってください。

(別紙) 特例対象資産一覧

●**令和2年度の固定資産税・都市計画税(土地・家屋)課税明細書に記載されているとおりに記入してください。**

※令和2年度の課税明細書に記載のない家屋について、登記している家屋は登記事項証明書のとおり、未登記の家屋は所在、床面積を記入してください。

家屋の所在		床面積		
所在地番	○町×丁目△番地□	134.60 m <sup>2</sup>	うち事業用	
家屋番号	△番□ (課税明細書は「△-□」)		67.30 m <sup>2</sup>	50%
所在地番	<b>東陽町1丁目1番地5</b>	1,200.50 m <sup>2</sup>	うち事業用	
家屋番号	<b>1-5</b>		1,200.50 m <sup>2</sup>	100%
所在地番	<b>東陽町1丁目1番地10</b>	50.08 m <sup>2</sup>	うち事業用	
家屋番号			18.30 m <sup>2</sup>	36%
所在地番		m <sup>2</sup>	うち事業用	
家屋番号				
所在地番		m <sup>2</sup>	うち事業用	
家屋番号			m <sup>2</sup>	%
所在地番		m <sup>2</sup>	うち事業用	
家屋番号			m <sup>2</sup>	%
所在地番		m <sup>2</sup>	うち事業用	
家屋番号			m <sup>2</sup>	%
所在地番		m <sup>2</sup>	うち事業用	
家屋番号			m <sup>2</sup>	%
所在地番		m <sup>2</sup>	うち事業用	
家屋番号			m <sup>2</sup>	%

小数点以下は切り捨ててください。

別紙【課税明細書の確認方法】を参照してください。

- ※1 未登記家屋の場合、家屋番号は空欄にしてください。
- ※2 事業専用割合が分かる資料(青色申告決算書等)を添付してください。
- ※3 認定支援機関等の確認を受けた後、資産の異動・取得等があった場合には再度提出の上、確認を受けてください。
- ※4 償却資産については、毎年行われる申告をもって特例対象資産一覧を提出したこととなります。(この申告書のほか、令和3年度の償却資産申告書の提出が必要です。)

別紙【日本標準産業分類】

日本標準産業分類(中分類番号)表

分類	名 称	分類	名 称
<b>A</b>	<b>農業、林業</b>	<b>I</b>	<b>卸売業、小売業</b>
01	農 業	50	各種商品卸売業
02	林 業	51	繊維・衣服等卸売業
<b>B</b>	<b>漁 業</b>	52	飲食料品卸売業
03	漁業（水産養殖業を除く）	53	建築材料、鉱物・金属材料等卸売業
04	水産養殖業	54	機械器具卸売業
<b>C</b>	<b>鉱業、採石業、砂利採取業</b>	55	その他の卸売業
05	鉱業、採石業、砂利採取業	56	各種商品小売業
<b>D</b>	<b>建 設 業</b>	57	織物・衣服・身の回り品小売業
06	総合工事業	58	飲食料品小売業
07	職別工事業（設備工事業を除く）	59	機械器具小売業
08	設備工事業	60	その他の小売業
<b>E</b>	<b>製 造 業</b>	61	無店舗小売業
09	食料品製造業	<b>J</b>	<b>金融業、保険業</b>
10	飲料・たばこ・飼料製造業	62	銀行業
11	繊維工業	63	協同組織金融業
12	木材・木製品製造業（家具を除く）	64	貸金業、クレジットカード業等非預金信用機関
13	家具・装備品製造業	65	金融商品取引業、商品先物取引業
14	パルプ・紙・紙加工品製造業	66	補助的金融業等
15	印刷・同関連業	67	保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む）
16	化学工業	<b>K</b>	<b>不動産業、物品賃貸業</b>
17	石油製品・石炭製品製造業	68	不動産取引業
18	プラスチック製品製造業（別掲を除く）	69	不動産賃貸業・管理業
19	ゴム製品製造業	70	物品賃貸業
20	なめし革・同製品・毛皮製造業	<b>L</b>	<b>学術研究、専門・技術サービス業</b>
21	窯業・土石製品製造業	71	学術・開発研究機関
22	鉄鋼業	72	専門サービス業（他に分類されないもの）
23	非鉄金属製造業	73	広告業
24	金属製品製造業	74	技術サービス業（他に分類されないもの）
25	はん用機械器具製造業	<b>M</b>	<b>宿泊業、飲食サービス業</b>
26	生産用機械器具製造業	75	宿泊業
27	業務用機械器具製造業	76	飲食店
28	電子部品・デバイス・電子回路製造業	77	持ち帰り・配達飲食サービス業
29	電気機械器具製造業	<b>N</b>	<b>生活関連サービス業、娯楽業</b>
30	情報通信機械器具製造業	78	洗濯・理容・美容・浴場業
31	輸送用機械器具製造業	79	その他の生活関連サービス業
32	その他の製造業	80	娯楽業
<b>F</b>	<b>電気・ガス・熱供給・水道業</b>	<b>O</b>	<b>教育、学習支援業</b>
33	電気業	81	学校教育
34	ガス業	82	その他の教育、学習支援業
35	熱供給業	<b>P</b>	<b>医療、福祉</b>
36	水道業	83	医療業
<b>G</b>	<b>情報通信業</b>	84	保健衛生
37	通信業	85	社会保険・社会福祉・介護事業
38	放送業	<b>Q</b>	<b>複合サービス事業</b>
39	情報サービス業	86	郵便局
40	インターネット附随サービス業	87	協同組合（他に分類されないもの）
41	映像・音声・文字情報制作業	<b>R</b>	<b>サービス業（他に分類されないもの）</b>
<b>H</b>	<b>運輸業、郵便業</b>	88	廃棄物処理業
42	鉄道業	89	自動車整備業
43	道路旅客運送業	90	機械等修理業（別掲を除く）
44	道路貨物運送業	91	職業紹介・労働者派遣業
45	水運業	92	その他の事業サービス業
46	航空運輸業	93	政治・経済・文化団体
47	倉庫業	94	宗 教
48	運輸に附帯するサービス業	95	その他のサービス業
49	郵便業（信書便事業を含む）	96	外国公務
		<b>S</b>	<b>公務（他に分類されるものを除く）</b>
		97	国家公務
		98	地方公務
		<b>T</b>	<b>分類不能の産業</b>
		99	分類不能の産業

別紙【課税明細書の確認方法】

納税者 住所(所在地) 448-8501  
刈谷市東陽町1-1

氏名(名称) 株式会社 ●●●●

令和 2 年度 固定資産税・都市計画税(土地・家屋) 課税明細書

この明細書は、納税者のみなさまに課税内容について、より第3項の規定に基づき送付するもので、令和 2 年1月うち刈谷市の課税台帳又は補充課税台帳に登録されて

令和 2 年 4 月 1 日

刈谷市長 稲垣 武

納税者コード

納税者コード 00876543-000

相続人代表、納税管理人が指定されている場合の所有者

区分	所在地番	都市計画区域	台帳地目又は建物種類	課税地目又は建物構造	住宅用地又は建物屋棟	建築年次	登記家屋番号	備考
土地課税面積 (㎡) 又は 家屋課税床面積	当該年度評価額 (円) 地方税法364条第3項に規定する価額	当該年度の 課税標準額	軽減税額	相当税額	土地前年度の 課税標準相当額	土地負担水準 (%)		
		上段:固定 下段:合計	上段:固定 下段:合計	上段:固定 下段:合計	上段:固定 下段:合計	小規模 / 一般 / 非住宅		
土地 東陽町1丁目1番		市街化	宅地	宅地	非住宅			
3 2 1 0 9 8	1 2 3 4 5 6 7 8 9	1 2 3 4 5 6 7 8		0	3 3 3 3 3 3	1 2 3 4 5 6 7 8		60
		8 7 6 5 4 3 2 1		0	9 9 9 9 9 9 9	8 7 6 5 4 3 2 1		60
家屋 東陽町1丁目1番地5		市街化	工場一般	鉄骨造	亜葺鋼板	H10	1-5	
1 2 0 0 5 0	2 2 2 2 2 2 2 2	2 2 2 2 2 2 2 2		0	1 2 3 4 5 6			
		2 2 2 2 2 2 2 2		0	5 6 7 8 9			
家屋 東陽町1丁目1番地10		市街化	物置一般	軽量鉄骨造	亜葺鋼板	H13		
5 0 0 8	1 2 3 4 5 6 7	1 2 3 4 5 6 7		0	3 3 3 3 3			
		1 2 3 4 5 6 7		0	9 9 9 9 9			
合計	固定資産税相当額 (円) 土地	家屋	都市計画税相当額 (円) 土地	家屋				0

床面積

家屋の所在地番

家屋番号  
※未登記家屋は空欄

この明細書の見方については、裏面をご覧ください。  
この明細書の「税相当額」については、土地1筆又は家屋1棟ごとに端数計算しているため、実際の税額とは異なります。